

平成 28 年 6 月

熊 本 国 税 局

熊本県に納税地を有する個人の皆様への所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書並びに消費税及び地方消費税の中間申告書の発送について

このたびの地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、熊本県に納税地を有する方については、国税通則法第 11 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

このため、平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付並びに消費税及び地方消費税の中間申告についても期限が延長されておりますので、当分の間、熊本県に納税地を有する個人の皆様への所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書並びに消費税及び地方消費税の中間申告書の発送を見合わせさせていただきます。

併せて、予定納税額の減額の承認の申請手続に係る期限も自動的に延長されています。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。